

令和5年度 第4回高知市障害者計画等推進協議会 議事録

日時：令和6年1月10日（水）18：30～20：00

場所：総合あんしんセンター 3階 大会議室

（司会：障がい福祉課 泉課長補佐）

それではただいまから令和5年度第4回高知市障害者計画等推進協議会を開催いたします。本日は皆様ご多用中のところ協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます障がい福祉課の泉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず本日使用する資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りさせていただいております令和5年度第4回高知市障害者計画等推進協議会次第、令和5年度第4回高知市障害者計画等推進協議会資料、別紙資料1高知市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（令和6～8年度）素案となります。お手元に資料がない方はいらっしゃいませんか。

それでは、今回の推進協議会の開催趣旨を説明させていただきます。令和5年度第4回高知市障害者計画等推進協議会資料の2ページをご覧ください。協議会は高知市障害者計画・高知市障害福祉計画及び高知市障害児福祉計画の推進に当たり高知市障害者計画等推進協議会条例第2条の規定に基づく協議をしていただくために開催するものです。この推進協議会は情報公開の対象となっておりますので、議事録を作成する関係上ご発言の際には、まずお名前をおっしゃっていただき、そののちご発言をお願いいたします。

委員の皆様の名簿につきましてはお手元の令和5年度第4回高知市障害者計画等推進協議会資料1ページに掲載しております。本日は委員名簿6番目の川村委員、7番目竹島直孝委員からご欠席の連絡をいただいております。また3番目の竹島和賀子委員からは遅れてのご参加とご連絡をいただいております。

それではここからは河内会長に進行をお願いし議事に入りたいと思います。河内会長よろしくようお願いいたします。

（河内会長）

はい。河内です。よろしく申し上げます。高知市障害者計画の理念部分について、これまで調査結果及び、協議会でのご意見を踏まえて積み上げていっているところです。前回の議論を改めて振り返ってみると、当たり前といえば当たり前のことを確認しておきたいんですけど、当事者の方が主人公の社会、高知市をいかに創るかというところが本質にあると思います。議論を聞きながら思い起こしたことに“Nothing about us without us”っていう、私たちのことを抜きに私たちのことを決めないでっていう言葉が障がい分野にあります。これは障害者権利条約の中で重要視されている言葉として位置づいているもので、日本の

制度、政策、計画にあたって重要視されている考え方です。私たちっていうのは障がいがある本人のことで。これまで障がいがある人以外が決めてきたことを反省に出された言葉です。その本質は障がいがある人のことは障がいがある人が一番よくわかっていることです。日本は 2014 年に障害者権利条約に批准をして 2022 年の 8 月にスイスのジュネーブで国連審査が行われました。その結果、国連から指摘されたことは、日本は医学モデルになっていって社会モデルになってないことです。医学モデルと社会モデルは、障がいの所在をどこに置くかによって変わってきます。医学モデルは、障がいの要因が本人にある。社会モデルは、障がいの要因が社会にある考え方です。医学モデル、例えば歩けないので移動ができなくて社会参加ができないっていう考え方が単純に医学モデルです。けれども足が動かなくても車いすがあってそれを支援する人がいればどこでも行けるじゃないか、こういう発想が社会モデルです。その環境を整えないのは社会にあるからそこが欠落している、足りないっていうのが、国連から指摘を受けたところです。考えていただきたいんですけど、例えば自分以外の人が車いすだった社会を想像していただけたらと思います。そうすると何が起こるかっていうと今座っている椅子がないんです。みんな車いすだから椅子がない。私たちが立ったままにならなくちゃいけない。立ったままだと会議がしんどいので椅子を置いてくださいと言う。けれどもあなた一人わがまま言わないでくださいって言われてしまうのが、障がいがある方が置かれている現状なんです。障がいがない人は配慮されているからその障がいに気が付かないってことなんです。だから気が付かない部分っていうのを気が付くように可視化する。あるいは気が付かない状況にあって、障がいがある当事者の方がパワーレスな状況に置かれてしまうので、それをピア・仲間であったり、制度・政策であったり、差別、偏見や無関心を改善したりして高めていこうという考え方を元に議論の積み重ねがなされている。それが本質にあると思っています。おおむね理念的な考え方は合意が得られてきていると思うんですけど、若干用語の解説の点であったり、あるいは教育と福祉の連携の点であったり、また具体的には参加人数をもっと足したらいいんじゃないかという提案もいただいております。なので前回の協議会の委員の皆様からの意見を踏まえて、添付資料 1 の 1 章から 5 章、訂正したところがあるので事務局、黒岩室長の方からご説明いただけたらと思っています。まず、事務局、黒岩室長よろしくお願ひします。

(障がい福祉課 黒岩室長)

障がい福祉課黒岩です。よろしくお願ひします。お配りしている素案と書いているところで、前回までご意見をいただいたうえで修正箇所の説明をさせていただきます。46 ページ、47 ページのところをお願いします。2-4 就学期の子どもの支援の充実という項目についてですが、前回ですね、46 ページの 4 つ目の丸のところインクルーシブ教育システムについて、通常の学級に在籍している特別な支援がいる子どもに限ったようなちょっと書き方について、そうではないのではないかというようなご意見をいただきましたので、在籍学

級に関わらず全ての学級に特別支援が必要な子どもが在籍することを前提にした…ということによって全ての方が対象になるというふうに修正をさせていただきました。

続きまして 47 ページ。田村委員からの教育と福祉、福祉から教育の移行支援のところについてですね、少し書き方がというようなご意見もございましたので 47 ページ、ポツの 5 つ目なんですけど、福祉と教育っていうのはどっちの方向ということでもなくて双方向の連携については絶えず連携していく必要があることからそのような書き方、表現に修正をさせていただきます、それができるように努めていきたいと考えております。

続きまして 50 ページ、51 ページをお願いします。3-1 相談支援体制の充実の指標・目標のところなんですけど、中屋委員から研修会等の開催回数のみならずですね、参加者数なりそういう拾えるものは掲載してはいかかというようなご意見をいただきましたので、51 ページのところには参加延べ人数というのを追記させていただきました。その他 60 ページ 3-5 権利擁護の推進のページなんですけど、こちらの指標・目標につきましても参加者数というところは少し書かさせていただいています。現状 1 回 117 名が目標は 1 回 100 名以上とちょっと減ってるように見えるんですけど、これについては令和 4 年度から必ず年に 1 回以上研修をするということで継続をしたいと考えておりますので、最低 100 名以上は参加していただくということを目標に設定したものです。全ての会議関係で参加者数を書けてないものもあるんですけど、今後そういう実績はしっかり拾うことで推進協議会でお示しできるものは今後示していきたいと考えております。

前回のご意見を踏まえて修正したものは以上になります。また委員の皆さんで 1 章から 5 章について再度振り返りと協議をお願いしたいと思います。以上でございます。

(河内会長)

はい。黒岩室長ありがとうございます。委員の皆様、先ほどの事務局の説明について何かご意見、質問、ご感想等ございますでしょうか。中屋委員いかがでしょうか。

(中屋委員)

こうして入れてくれると僕の場合、計画というよりは、前回、前々回やったか、過去の回数とかっていう表示のところもあったので、結果として何人参加したのかっていうのを知りたかったんで、次回のこの計画が始まった以降の報告をその感じでやっていただければありがたいかなって思います。

(河内会長)

はい。中屋委員ありがとうございます。承知しました。他の委員の皆様いかがでしょうか。土門委員お願いします。

(土門委員)

合同会社 Mysig 土門です。ちょっと気になったところがあったんですけども、51 ページとかで人数を入れてくださいねっていうことで今回入れてくださっていると思うんですけど、同じようにするのであれば全体で同じことをしたほうがいいなと思うので、63 ページに関してもこれは人数入れたほうがいいのかなというふうに思って発言させていただきました。

(河内会長)

はい。可能そうですかね。63 ページも。

(障がい福祉課 黒岩室長)

ちょっと事務局で検討します。

(河内会長)

はい。ご検討お願いします。

(障がい福祉課 黒岩室長)

ご意見ありがとうございました。

(河内会長)

はい。その他いかがでしょうか。障害者計画についての意見をいただくのは最後になる可能性がありますので、先ほどの報告の点に限らずご意見がありましたらいただけましたら幸いです。とりあえずはよろしいですか。

はい。ありがとうございます。

では引き続きまして第6章以降になります。具体的なサービスの障害福祉計画と障害児福祉計画の主な内容についてこれも事務局の方から報告いただけたらと思います。今度は理念部分から具体的なサービスに移っていきます。いくら理念が良くても絵に描いた餅ではお話になりませんので、この点ご報告いただいてのちに皆さんからご協議をいただきたいと思っております。それでは引き続き黒岩室長よろしく願いいたします。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい。障がい福祉課黒岩です。よろしく願いします。素案の77ページからお願いいたします。第6章は障害福祉計画・障害児福祉計画の章になっておりまして、令和6～8年度を計画期間とする障害者総合支援法に基づく第7期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第3期障害児福祉計画を一体的に作成しているものです。この福祉計画は何ぞやということなんですけれども、サービスの提供体制を整備することを目的に策定する計画で、都道府

県と市町村が作っているものになります。国の基本指針というのを前々回ご説明させていただいたと思いますが、そういった指針を踏まえながら、高知市という地域に必要なとされるものに対して目標と各サービスの見込量を設定するという性格を持っております。

次の78ページをお願いします。5章までの障害者計画と、今から説明する6章のこの福祉計画っていうのがですね、目的や法律こそ違うんですがすごく関連性が強い形となっております、それを図示したのがこの絵になっています。例えば福祉計画のほうで①から⑦の成果目標を設定する必要があるんですけど、例えば1番の福祉施設の入居者の地域生活への移行というのは、障害者計画の3-2と非常に強い関係性があるというようなそれぞれが関係性があるという表示になっております。ですので、今から説明する福祉計画は既に5章までに述べた内容とかなり重なる部分があるんですが、そこはこういう関係であるというということを前提にお聞きいただきたいと思います。

それでは80ページをお願いします。このページからは成果目標及び活動指標の設定をお示ししているページになってます。2-1-1は施設入所されている方が地域生活へ移行されたという数及び移行先の内訳のグラフになってます。近年の動向ですと地域移行された施設入所者数は8人、6人、8人、8人というような推移をつけております。次に目標値のところなんですが、国の基本指針では、入所者数の6%を地域移行していただきましょうというふうに設定しているんですが、高知市の実績も踏まえますと入所者数403人の6%にあたる24名の方を次の計画期間中に地域移行していただくということを目指して設定しました。また地域移行先としましてはグループホームや自宅というところが大変多い結果となっておりますので、その受け皿となるグループホームや在宅サービスの充実が必要ということはあると思います。

次81ページをお願いします。こちらの折れ線グラフは施設入所者数の推進になっております。

県内の入所施設の定員が増えていない関係で横ばいで来ております。国の基本指針では、この入所者数を減らしていこうと。5%、3か年で減らすという指針が出ておるところなんですが、高知市の施設待機者数の多さとかいうことを踏まえますと、なかなかこう削減というのが難しい状況下でございますので、ここは国の指針とおりはなく現状維持というところが、高知市の動向からは必要だと考えておりますので、横ばいの入所者数400名というところを設定しております。

次82ページをお願いします。次に精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについてですが、これは第5章の3-3とほぼ同じものになっております。精神科病院から地域移行支援というサービスを通じ退院をめざすということであるとか、令和6年度からアウトリーチ事業に取り組むということなどは述べたとおりなんですが、そこについて具体的な目標や活動指標を設定しております、3章に基づいて取組を進めていきたいと考えております。

次83ページをお願いします。続きまして就労に関してですが、2-4福祉施設から一般就労への移行等というページになります。2-4の1のグラフにありますとおり、近年、高

知市の福祉施設から一般就労された実績としましては、30名前後の方が一般就労をされております。目標値にありますが、国の基本指針は令和3年度の1.28倍を目標としましょうということでございます。高知市もそこがめざせるというふうに考えておりますので、令和3年度の1.28倍である41人の方を一般就労の目標値と設定をさせていただきます。また3章の方にも就労のページが重点施策にあります。それを事業所さんの後押しをしたりとか、連携を深めたりといったことを取り組んでいきたいと考えております。

続きまして飛ばして85ページをお願いします。2-5障がい児支援の提供体制の整備等と2-6相談支援に関しましても、5章の項目とほぼ一緒の項目になっておりますので、5章で掲載させていただいた取組、活動指標を掲載させていただきまして、主に5章に基づいて事業等に取り組んでいきたいと考えております。

次に87ページをお願いします。この87ページ以降は各サービスの見込量というところを掲載しているページになります。サービスの種類が大変多いですので、抜粋しながら説明していきます。

次の88ページをお願いします。このページは生活介護というサービスになってます。昼間に介護を受けながら創作活動やレクリエーション、リハビリ等に取り組む、いわゆるデイサービスと言われているものでして、重度の障害のある方の支援として需要が高いサービスになっています。中段のグラフは市内の事業所数及び定員の推移で、下のグラフは利用実績の推移及び向こう3か年の見込量というものを設定しております。全体から見ますと微増を見込んでおりますが、第5章の中でありました、医療的ケアの必要な人とか強度行動障がいある人、重度の障がいの方の受け皿として非常に重要なサービスでありますので、数字の見えないところでその受け皿の質の向上であるとか、施設の整備といったものが次の計画期間で取り組みたいこととございます。

続きまして92ページをお願いします。就労選択支援というサービスです。これは法改正により令和7年10月から新たにできるサービスとございます。就労を希望する障がいがある方が事業所を利用してですね、ご本人の就労能力を事業所がアセスメントをしまして、ご本人の適性がどれぐらいなのかというところをしっかりと把握をした上で、次のステップアップのために助言を行っていくというようなサービスです。新設のサービスなのでなかなか見込みが難しいんですけども、現在このアセスメントというサービスを就労移行支援という別サービスの枠組みでやっているんですが、そこを抜き出した形で令和7年の30人、令和8年の35人というふうに見込んでおります。

続きまして97ページをお願いします。短期入所、ショートステイと言われるサービスです。在宅で介護をしている介護者の休息のためご本人に短期間施設で泊まらせていただいて、ご本人はそこで介護を受ける、介護者は休息をするといったサービスになります。下段のグラフ、実績及び見込量というところをご覧いただきたいですが、令和2年度に実績がガクッと下がっております。これは新型コロナの影響によって施設側の利用がどうしても受け入れが難しいという状況があつてですね。また令和5年度にまだV字回復できてないという

ところが実態としてあります。しかしながら介護者の休息のために必要な在宅サービスであることは言うまでもございませんので、グループホームに併設するサービスなんかも、今後整備を進めながらですね。量と質の確保に取り組んでいきたいと考えておるところです。

続きまして 100 ページをお願いします。共同生活援助（グループホーム）のページになります。グループホームにつきましては、入所施設や精神科病院からの移行をされる方であるとか、在宅で生活を送っているんですけども、ご本人の重度化、高齢化によって家での生活が難しくなってきたといった方にとって、非常に受け皿が求められる重要なサービスあると考えております。また昨年行いましたニーズ調査からもですね。グループホームの整備というのは非常に大きな声をいただいております。近年の動向ですと、事業所数と定員が増えておるところでございますけれども、やっぱり更なる重度障がい者の受け皿として重要であるということでもありますので、施設を設置する際の補助金なんか最優先で考えていってですね。計画的にグループホームの整備をしたいと考えているところでございます。

続いて 108 ページをお願いします。ここからは障害児通所支援と呼ばれる障害児の通いであるとか訪問のサービスのページになってます。108 ページが主に未就学児を対象とした児童発達支援で、109 ページが就学されている障害児を対象とした放課後等デイサービスの2つになっています。グラフをご覧くださいますと、非常に右肩上がりが顕著なサービスになっておりまして、毎年1割から2割ずつ対象者数とか、事業所が増えているような傾向にあります。それだけ多くの子どもたちに必要なサービスを届けられているという考えの一方ですね。今後はその質の向上でございますとか、障がいのない子どもとの交流でありますとかというところが国の方向性でもうたわれておりますので、非常に今後も重要なサービスと考えております。次期計画期間には障害児通所支援の検討会を立ち上げさせていただきます。質の向上や連携の強化というところにさらに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上が法定サービスといたしまして、全国共通のサービスについての見込みについてお示しをしております。これサービスの事業所数とか利用者数という数字なんですけど、実際は給付費と言ってですね。対価を払っているんですけど現在約 102 億円が高知市の給付費の総額になっておりまして毎年5%ずつは少なくとも増えておるところでございます。ここの10年間でみますと2.2倍で給付費が急増しているというところで、より多くの方にサービスが届けられているのかなというふうに思う一方ですね。ちょっとどれだけの障がいのある方が実際高知市におられてですね。どれくらい今後も必要なんだろうというところはなかなか読めなくて、全国的な動向としましても、右肩上がりでずっと続いているというところは前提として押さえておきたいと思っております。ただ個別のサービスでみますとすぐ伸びることと横ばいのものというのがたくさんあると思っておりますので、ニーズを把握しながら分析した上で計画的なサービス提供体制については今後も考えていきたいと思っております。

続きまして117ページ。ちょっと飛びますがよろしくお願ひします。3-4地域生活支援事業のページになっております。地域生活支援事業というのは今まで申し上げた全国共通の法定サービスとは異なりまして、自治体が実施主体になってローカルサービスと位置付けられています。地域の実情などに応じて自由にやったり、やらなかったり、単価を変えたりっていうことができるものとなっております。国がメニューがたくさんあるんですけども、その事業がある中で実施しなければならないものと、自治体独自で自主的に取り組むことができる事業っていうのがございまして、それらを高知市も組み合わせながら必要に応じて実施をしているところになります。このページ以降は地域生活支援事業の事業やその内容、向こう3か年の見込量についてお示しをしております。すごくこれも5章と関連しているところがございますので、かなり掲載内容としては重複しているところがございます。説明につきましては省略をさせていただきます。第6章の説明は以上になりますので、またご協議をよろしくお願ひします。以上です。

(河内会長)

黒岩室長ありがとうございます。理念部分に対する具体的なサービス計画である障害福祉計画と障害児福祉計画についてご説明をいただきました。この会が終わりましたら1月24日から2月14日パブリック・コメントに入ります。なので、この協議会の検討でほぼほぼ固める形になりますので、各委員の皆様のご立派でお気づきのことがあればご意見いただけたらと思います。

先ほど予算の話がありましたけど社会の動向を見たらどこも削減という状況なのかなと思います。その動向の中で障がい分野に関して予算確保をしていただいて、サービス量を確保しようとする方向性で検討いただいて、ありがとうございます。量がないと選択肢がないわけで、選択肢がないともうそもそも理念が実現するっていうことが難しくなりますので、そこは良いとこだらうと思うんです。ただ量があっても不十分な点、バランスもありますし、更なる量がというご意見もあろうかと思ひます。あるいは量だけでなく質はどうかという観点もあろうかと思ひますし、そこからこぼれ落ちるニーズももちろんあるかと思ひますので、各委員の皆様のご立派からお気づきのことをご意見いただけたらと思ひます。委員の皆様いかがでしょうか。市川委員お願ひいたします。

(市川委員)

県の障害保健支援課の市川と申します。2点ございまして、まず1点目が、目標値とか活動指標を書いていたでいるんですけども、例えば、82ページに目標値と活動指標を、令和6年度～8年度の数字を書いていたでいますけれども、現状の数字がもし分かれればこの左側に、6年度の左側に書いただけると、どれだけ伸ばす目標なのかという度合というか発射台が分かるので、それがあつた方がいいのかなと思ひました。それは83ページ、84ページ、85ページのところについても同じです。

それから、2点目が非常に大事なことなんですけど、サービス見込量についての87ページから116ページにかけて、給付系のサービスがあって、地域生活支援事業についても同じなんですけど、国の基本指針ではサービスごとに見込量の確保の方策を定めなさいということが書かれております。今の素案の書きぶりではこういったサービスの見込量をどういうふうに確保していくのかというところがちょっとわかりにくいかなと。ひょっとしたら86ページの基盤整備について書かれているのがそれにあたるのか、もしくは前段の第5章に書かれていることがそれにあたるのかというところが、少し今の書きようではわかりにくいのかなというふうに思いましたので、工夫をしていただければと思います。78ページに書かれていますように、障害福祉計画はサービスの基盤整備を図ることが目的ですので、いわばそこが肝になると思いますので、そういったところは、わかりやすくしていただけるといいかなと思います。以上です。

(河内会長)

はい。市川委員ありがとうございました。この点につきまして。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい。障がい福祉課黒岩です。市川委員ありがとうございました。1点目の現状の値については、表現方法はこういった形ができるか少し事務局で検討させていただきたいと思います。

2点目の個々のサービスの具体的な確保体制について記述が不十分じゃないのかというのは確かにそうでした。今までの基盤整備で言いますと事業所が参入していただくことで市が努力しなくても提供体制が整備できるものと、一定意図的に参入を促すような支援策がないと整備が進まないものというのがありましたので、そこが全てのサービスについて個別具体的に書いてないというのはおっしゃるとおりかなと思います。提供体制の具体的な方策を書く計画でございますので、市川委員のご指摘にもあった、例えば86ページの書き方なんかをもう少し膨らますとかですね、今私が申し上げたことを記述化することで、体制確保の具体的な方策も盛り込めないかっていうのを少し事務局で検討させていただきたいと思います。以上です。

(河内会長)

市川委員よろしいでしょうか。先の議論についても委員の皆様からご意見があれば、また情報とかご意見とかいただけたらと思います。関連して、あるいはその他でも構いませんけど、委員の皆様ご意見いかがでしょうか。秋永委員よろしくお願いします。

(秋永委員)

公募委員の秋永です。いくつか質問があったんですけど、大体説明を黒岩さんからしてい

いただきましたんで分かったんですけど、ちょっと分かりにくいところが84ページの2-4-3ですね。就労定着率のこの目標値、※にいろいろ説明があるんですけど、ちょっと分かりにくいなど。普通に読んでもちょっと分からんなどと思って、これのちょっと分かりやすく説明していただけたらというところですね。

もう一つは、市川委員の先ほどのご発言のお話とダブってくるんですけど、112ページの3-3ですか。相談支援の見込量っていうところがものすごいこう、令和5年度からいうたら右肩上がりっていうお話もあったんですけど、上がっているんですね。で、これで一番すごくどうなんかなと思ったのが、この支援を待っている対象者の人がこれだけおるとは思います。この数以上おると思うんですけど、あの結構支援者の人も大変なことをされてると思うんですけど、増員とか、本当その辺のことがないとなかなか出来ないんじゃないかなど。人数が本当に足りてるか、例えばそういう施策を持っていくのかっていうことが、すごくこの数字を見てありがたいっていうところもある反面ちょっと不安やなっているところがありました。その辺のところちょっと良かったら教えていただきたいです。

(河内会長)

秋永委員ありがとうございました。事務局、説明お願いします。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい。障がい福祉課黒岩です。まず84ページの指標の説明ですが、国の基本指針どおりで本当に分かりにくいって言えばそうなんですけど、就労定着支援事業所という事業所があります。そこにはですね。一般就労された方に、職場を離職しないようにずっと関わっているようなことをしてる事業です。その就労定着支援事業所の利用者さんが、辞めなければ100%なんですけど、離職される方もいますので、まあその率を取りましょうっていうのがありまして、まずそれが70%、その事業所が受け持ちをしている一般就労されている方が、7割が辞めないっていう率を就労定着率7割というふうにまずここで拾っています。就労定着支援事業所はたくさんありますので、そのうち25%、4分の1はこの定着率を維持するというような、全体の4分の1が7割以上の定着率を保ちましょうというような。国の指針どおりでちょっと分かりにくいというご指摘かなと思います。

続きましてサービス提供者の確保のご質問ですが、これはもう、相談支援に関わらず全サービスに言えることでして、各検討の場でもよくご指摘や懸念が示されております。多分会長がご専門だと思んですけど、やっぱりこの介護福祉に従事される職員の方の待遇をしっかりして良くしてですね、やりがいのあって、辞めないようにするっていうところが、今、国が報酬を上げたりとかですね。処遇改善をしたりっていうようなことがありまして、地方に行けば行くほどこの介護労働者の少なさが懸念されているっていうのは事実です。この右肩上がりの障害福祉サービスの中で、それを担う人材を具体的にじゃあこうして確保しますっていうのが、なかなか言えていないところがありますので、確かに秋永委員のおつ

しゃるとおりだなと思って聞かさせていただきました。ちょっとヒントになるようなことがあれば、また委員の皆様からご助言をいただきたいなと思うところでございますので、よろしくをお願いします。

(河内会長)

秋永委員。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

確かにそうですね。人材不足があって、サービスの量が増えて、その量が増えた分、人が増えないのに、その人材にその役割が多くなれば、離職につながるということもあると思うんです。離職につながればまたサービスの担い手がいなくなるので、悪循環に陥るっていうのは、非常に懸念されるところです。一方で量も必要という。これがすごいジレンマだと思うんですけど、こういった難しさが介護にいて、また対策も、また県の計画とも一体となってということだと思えますけど、対策していかなければいけないところだろうと思われま。またこの件につきましてもご意見がありましたら、よろしくをお願いします。

その他委員の皆様いかがでしょうか。はい。田村委員をお願いします。

(田村委員)

作業所もえぎの田村です。92 ページの就労選択支援についてなんですけど、先ほどのご説明では、今まで移行支援事業所がやっていた直Bアセスの数を抜き取って、指標としていうような話でしたけど、12月6日に厚生労働省の報酬改定の報告書のほうで出たのをちょっと読みましたら、就労継続支援A型は新たに利用する方っていうのがついてたんですけど、その手前に書かれているB型を使う前には、その新たについていうのがついてなくて、まあこれでいくと、直Bアセスの件数だけではなくて、更新時も含まれるのかなってちょっと思っていたところなんですけど、ただ、別の資料では確か更新時は希望者のみっていうふうになってたと思います。ただ、それ以外にやっぱり、一回支給決定が切れて再度B型を利用する方っていうのも入ってくるのかなって思いまして、そうすると、直Bアセスよりもさらに、ちょっと何名くらいになるのか分かりませんが、それがちょっと上乗せされるのではないかな。もうちょっと数が増えるんではないかというふうなところを、ちょっと思っていたところなんですけど、そこについてはいかがでしょうか。

(障がい福祉課 黒岩室長)

はい。障がい福祉課の黒岩です。田村委員がおっしゃったように、就労A型を新しく使いたいとかいう場合も、この就労選択支援を経てというようなことが、国の資料なんかで垣間見れてます。で、確かに、この35人とか30人というところは今の観点を加味しますとちょっと足りないのかなというのはご指摘のとおりです。ただこの見込量のところでは、この方たちが、月に20日間、この就労選択支援というサービスを2か月間使うというような見込みで試算してますので、一人40日は多分この就労選択支援を使わないだろうというところ

から言いますと、実人数は多分足りないですけど、総量でいうと足りるのかなというところなので、若干含みを持たせた見込量を設定いたしました。ご指摘のとおりだと思います。

(田村委員)

分かりました。ありがとうございます。

(河内会長)

その他、ありますでしょうか。

(宇川委員)

はい。

(河内会長)

お願いします。

(宇川委員)

失礼します。附属特別支援学校の宇川と申します。よろしくお願いします。

先ほど田村委員さんのお話の中と、それまでの説明もあった中で、A型新規で利用するときにも、就労選択支援さんを利用するとなるとですね。特別支援学校から卒業して、B型事業所を利用するときは、直Bのアセスメント、就労アセスメントを受けるということになっているんですけども、ひょっとその卒業してA型を目指すという生徒さんの場合はどうなりますか。ちょっとどうなるか分からないんですけど、直Aのアセスメントを受けていくことになるのかなと思ったことでした。そのあたり教えていただければうれしいです。

それと、あと感想になりますけど、放課後等デイサービスに関して、うちの学校、以前は学校の中で放課後の児童クラブやっていたんですけど、そのときそれこそ10年、15年前はかなり利用されていたんですけど、その後放課後等デイサービスができたして、そちらの利用がどんどん増えていって今は放課後のサービスがなくなっています。今日は水曜日ですので、うちの学校は寄宿舎がありませんので、水曜日、小中高等部全員一斉下校するんですけども、高知大の中に学校があるんですけど、下校時刻になると十何台くらい放課後等デイサービスの車がお迎えが来てそれぞれのところに行っている現状です。中学部今18人いますけどちょっと違うかもわかりませんが、利用してないの2人くらいかなと思います。なかなか寄宿舎利用されている児童生徒がいらっしゃると思いますけど、ご家庭から通っている児童生徒の場合はかなりニーズはあるなというのも、この10年くらい学校のお迎え車の量とかすごく感じます。またその保護者さんの中ではどういう取り組みをされているか、何を売りにしているかみたいところで放課後等デイサービスを選択するようなケースも出てきていて就労に特化しているところとか、作業に特化しているところとか、音楽と芸術

活動なんかをやっているところがあるというふうに伺っております。そういうところも選択みたいな感じの中にも保護者さん考えられる、利用されているんだなというところを伺っております。以上です。

(河内会長)

宇川委員ありがとうございました。前段につきまして私も分かんないですけどご回答できる方いらっしゃいますか。

またお宿題ということで勉強しておきます。

あの方が放課後等デイサービスの実態ということでお話でしたので、委員の皆様からご意見があればというところですよ。確かに調査結果からも放課後デイサービスのニーズというか相談相手の事業所としても利用されているところが見出せました。よく議論出てきてるんですけど、サポートファイルをもっと活用できないかとか、それを普及するためにはどうしたらいいかとかそういうお話も出てきています。先ほどの黒岩室長の説明から放課後等デイサービスに関わる職員の方を研修というお話もあったと思います。そこでサポートファイルに関する研修だとか、あるいはこれまで出てきてた教育と福祉の連携とかインクルーシブ教育をどうするか。普通学校から来られてる放課後等デイサービスの利用者の方もいらっしゃると思いますし、宇川委員がいらっしゃる特別支援学校とか、実態から何か紐解く新しい取組はできないかとか思いながら聞いていました。また何かご意見がありましたら賜りますと幸いです。他いかがでしょうか、委員の皆様。田村委員。はい。

(田村委員)

作業所もえぎの田村です。先ほどの宇川委員さんの放課後等デイサービスのことにちょっと絡めてなんですけれども、確かに高知県、高知市、共働き世帯が多かったり、シングルのご家庭が多いとかってというような関係もあるのかと思いますけれども、非常に放課後等デイサービスの利用人数は高いっていうのもそうですし、それに比して、実際のその放課後の児童クラブ、学校でやっている。そちらのほうの利用が少なくなっているところについては、やっぱりその負担額の問題があって放課後等デイサービスの利用者負担額はご家庭の世帯に応じて上限があるので、そちらのほうが安いので放課後等デイサービスのほうがいいねっていうようなお話を親御さんたちがされているのは実際問題私も耳にしたことがあるところです。ライフステージの問題でいいますとその放課後等デイサービスは延長加算などもあったりして送迎から帰ってくるのが夜7時くらい。十分親御さんたち働けるんですけど、これが日中の者の日中活動の方へ移行すると4時に送迎を使って4時半から5時には帰ってくるっていうようなところで、親御さん自体、ご家族自体のライフスタイルの転換にも関わってくるっていうようなところで、うちの相談支援事業の相談支援専門員とかもそういったところも加味して家族の方に考えていただくようなお話をしたり、実際放課後等デイサービスでも卒業を目指して大人になったときにどういうふうにお留守

番をすることができるのか、余暇をすることができるのかっていうようなところをめざして支援されているところも実際には多々あるとは思いますが、そんな中で親御さん自身が子どもさんの対応の仕方を知らずにおうちに戻ってきたときに、どうやって過ごしたらいいのだろうっていうような混乱が起きるっていうケースも実際には直面したことがありますので、そこらあたり受け皿が増えるのは大変いいことなんですけれども、そこをどういうふうにしていくのかっていうところはこの見込みとか理念のところでもちょっとどういうふうに表示したらいいのかわからないですけど、そこは常に現場の中でも問題になっているところではあります。

(河内会長)

田村委員ご意見ありがとうございます。福祉と教育の連携っていう話をしたんですけど、児と者ですよ。子どもと大人の連携っていとももちろん大事になってくるんだと思います。法律上分かれていますけど、実生活上は必ず課題として出てくるのでそのあたりをどうつなぐか、横の連携とともに縦の連携をどうつなぐかという話だったと思います。デイサービスも研修でも先ほどいい事例を紹介していただいたので、例えば就労を見据えた放課後等デイサービスっていう話が出たと思うんですけど、いい実践事例を研修で活用し、全体を見据えたというかライフステージを見据えた支援の在り方が考えられないかなと思いつながりながら聞いておりました。貴重なご意見ありがとうございます。関連したあるいは各委員のご立場からいかがでしょうか。土門委員先ほどご発言いただいたんですけど福祉計画についてご感想、ご意見あればいかがでしょうか。

(土門委員)

合同会社 Mysig 土門です。今までの聞かせていただいた中でこの計画に対して特に何か意見があるというわけではないんですけど、やはり計画を立てていく上では見込みっていうのは確実に必要なことであって、見込みに対して受け皿がちゃんと整備されていなければ見込みが見込みでしかなくなってしまいます。そのためには受け皿をきちんと整備していくこと。受け皿も何が優先されるべきことなのかって考えていったときには、その地域移行とか地域定着を考えたときに施設・病院から地域に出ていくと考えて、グループホームが必要になってくる。そしたらその予算をどういうふうに出していくのか。多分それをやるためには民間が手を挙げて事業所を増やしていかなければいけないって中では、問題は民間のほうにも発信をしていって必要性をアピールしていく必要があるのかなと思って聞かせてもらっていました。ありがとうございます。

(河内会長)

はい。そのとおりだと思います。貴重なご意見ありがとうございます。  
田所委員いかがでしょうか。

(田所委員)

はい。ちょっと専門的なことは、僕らも分からんってところですけど、やっぱし、障がい者も地域に根ざすので、地域との連携というのが大事になってくるそうなんです。それと、1月1日に能登の地震がありましたけど、ああいう災害時にどんな対応できるか。あと、ここの一つ災害のときに対応をする施設なんかは今どんな対応で訓練とか、どんな形でしてるのかちょっと気になったところです。説明してくれる方よろしくお願いします。

(河内会長)

はい。田所委員ありがとうございます。今まさにタイムリーな話題ですけれども、ご回答いただける委員の方いらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。災害対策とか災害訓練施設ではどのようになされているのかってところだと思います。山本委員お願いいたします。

(山本委員)

昭和社会の山本です。昭和社会でも福祉避難所の指定を受けており、実際一般の避難所から、うちのほうにアクセスがあるのが本来のたてりなんですけれども、じゃあ実際はどうなのかなというところです。例えば昭和社会で100人の職員がいて、その100人がどういう状況なのかということですね。職員の住まいの浸水の状況とか調査したところ、3分の2の職員は来られません。3分の1の職員でおそらく昼夜問わず、ここでずっと何日間かやらなければならないような状況が生まれてきます。そこに福祉避難所を開設できるのかというのは、かなり難しいんじゃないのかなとも思っています。実際先ほど出てました石川県の能登の状況を聞いても、やはり自閉症の方なんかは避難所のほうに行けない、そんな状況があるということも聞いてます。ちょっと話が長くなるかもしれませんが、そしたら応援にどうやって入ってもらえるかということです。去年、災害時の道路啓開の調べをしました。国道の管理は県庁の管轄、それから高速道路のほうは県警察の管轄です。高速道路の通行は早い段階では自衛隊とか警察官、それから次のフェーズになったら、医療関係者ということが災害救助法によって定められていますが、驚くことに福祉はそこに入ってないんです。できたら医療関係者が動けるときに、福祉の方も優先的に通してほしい。法律が変わっていかなければ、どんどん後手後手に回っていく。昭和社会も四国の中で他県法人と災害協定を結んでおるわけですけども、来る準備ができて優先的に通してもらえなかったら駆けつけられない。一刻も早く助けにきてもらって、泥のようになって働いている職員が少しでも安心できるようになればと思っています。本来はこの高知市障害計画なんかも力がある集まりだと思うので、本当に知事のほうにこの要請をかけて、法律を変えられるかどうかは分かりませんが、県単でも、それから4県の知事がしっかり協定を結んでいただいて早い段階で福祉の方も助けを求められるような状況を作っていただければ、ありがたいと思います。ちょ

っと田所委員の福祉避難所どうかなというところに対する答えは、かなり厳しいと思います。以上です。

(河内会長)

はい。ありがとうございました。震災巡る状況でも所によって起きてくる現象も変わってくると思いますので、それぞれの立場でお気づきのことがあったら、それこそ可視化ですけど、これを機会に教えていただけますとありがたいです。松尾委員いかがでしょうか。

(松尾委員)

松尾です。全く私は現場を知らなくて、ただ能登の現状を見ても、山本委員のお話を聞いても、いざ災害となったときにはどれだけ支援の手、援助の手が入ってくるんだろうか。もうほぼほぼそれはちょっと度外視して自分の足元で準備していく、行政の方ももちろん一緒になってですね、いく必要があるんじゃないかなと日々思っております。福祉の派遣チームがないとおっしゃられて、DMAT の福祉版みたいなものは作れないんですかね。あるはあるわけですね。その福祉版が。県社協が。それは全国的にできているものなんですね。

(山本委員)

全ての自治体がというわけではないかもしれないですけど、DWAT というのがあって、自治体によってはすごく精力的にやっていて、視察することも可能です。

(松尾委員)

メディアを見る限りですね。医療関係者の派遣というのは出てくるんですけども、本当にあの自閉症の子どもさんで親も困っているというところへ、福祉のサポートの人が派遣されましたというニュースは今まで見たことがないんですけども。

(山本委員)

山本です。実際はありますね。福祉新聞なんかでもその様子が出ています。それからこの能登の地震に対しても、既に県のほうもその動きがあると思います。ちょっと文章見たんですけど、そこへ派遣するための予算とか費用とかいうところも示されて、募集が始まって今動かれているんだと思いますけど、市川課長いかがでしょうか。

(市川委員)

はい。障害保健支援課の市川です。今回、その能登半島の地震については、確かに福祉関係の救援救助、支援っていうのは、ちょっと動きが悪いところがあったようです。国の方でも事務局の方でも、動きが悪かったように聞いてますが、ここ最近動き始めたのかなという感じですか。やっぱり1月1日という発生のタイミングが非常に悪かったっていうのもあり

ますし、現場といいますか、被害が甚大で情報がなかなか石川県庁の方にも入りにくいというような状況もあったんだと思います。ただ DMAT、医療の方は歴史も長くて体制もかなり充実をしていますので、そちらの方はやっぱり動きは速かったです。そこはやっぱり救命というところが大事な使命なので、即応できたところがあります。私が所管している DPAT、精神保健の方もちょっと動きが悪くて、ここ最近になってやっと全国にその DPAT の派遣要請がかかり始めたというような状況です。今の能登半島の地震についてはそういった状況です。

それから、障害の施設の災害対策については、うろ覚えですけど、施設基準を定める県の条例に避難訓練とかをするように定めていますよね。うろ覚えでごめんなさい。あと、BCP といまして業務継続計画というのを作ってくださいねというようなことは、県の方からも各施設にお願いはしていますので、きちっとやっていたいているところは、なんとか事業継続を、支援を災害中も続けるような体制はとっていただいていると思いますし、災害が起こったときの避難訓練なんかも重ねていけば、なんとか発災直後は命が守られるのではないかなと思います。それから、余談になりますけど、能登半島の地震はすごくこう見てて、南海トラフ地震が起こったときの高知の状況にすごく似てるじゃないか、ああいったことが、同じようなことが起こるんじゃないかなと。山と海とに囲まれて、海岸線の道路が寸断されてなかなか支援が入って行きにくいといったことが、非常に同じようなことが起こるんじゃないかなと思いましたので、やっぱりそれぞれの個人個人もそうですし、施設なんかの対策は今のうちから取っておく必要があるのかなと思いました。

(山本委員)

山本です。高知県でもということで、昨日か一昨日の新聞にも高知大の岡村教授が、南海トラフで想定されていることが全て起こったっていうふうにおっしゃられていたんで、やはりそうなんだなと思ったところです。それから事業所等に義務化されている BCP もあるんですけど、実は障がいのある方に対する災害時の個別支援というプランなんかもあって、それをやりますか、やりませんかという意味決定もそこに含まれているんで、それも進行しておると思いますけど、ただ連動がどのくらい進んでいるのかというのはちょっと自分のほうでは分かりかねるところです。以上です。

(河内会長)

はい。ありがとうございました。竹岡委員よろしく申し上げます。

(竹岡委員)

育成会の竹岡です。災害、さっきも市川委員がおっしゃったとおり、お正月気分が一変するようなことで大変やったと思います。でも高知市のほうも去年と一昨年やったと思うんですけど、河内先生もおいでる県立大の学生さんと交えて、トイレのマークであるとか、ち

よっと自閉症のお子さんの関連書とか、そういうこととかも医療ケアのあり方に対するお薬のこととか。そういうことで何回か3回ほど話し合いをさせてもらうところに呼んでもらったりして、意外と高知市の市役所さんの方も力をあちこちで災害については、細やかにやっているようには私は感じております。また備蓄等とかも学校とか施設とか自治会とか区とかでも意外と力を入れているし、今回のその石川の災害があったことで、また思い出させてもらって、おうちのほうでもちょっと何かちゃんとしちよかんといかんなどという意識にもとらわれたし、障がいがある人だけでなくって高齢者もまた我々も皆災害があるときには弱者になってしまうので、それこそ皆が協力せんといかんと思って、山本委員がおっしゃられたように福祉避難所については、各学校等も福祉避難所になっているのですけれど、なかなかその障がいのあるお子さんが通われている学校に福祉避難所としてよその方が来られて、皆弱者なのは分かりますけど、なかなかそこで違う人が入ってくるだけでも、やっぱりかんしゃくになる子もいるし、そのことを考えるとやっぱりもうちょっと民間のところにも福祉避難所を増やして、なるべくその分けるといったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そこらへんでちょっと分けるっていうことを考えることと、それと福祉避難所にした後のその再開がすぐできるよっていうことをやっぱり最初に考えたほうがいいと思う。やっぱり元に戻すというのを早くしてあげると、支援のいる方に関しては、やっぱり親も支援のいる子に手がかかって自分のとこの家の中のことも出来なくなるし、そういうことを考えるとやっぱり再開を目途にしたその福祉施設にしていきたいというのが親の立場からの意見です。

災害とはまたちょっと違うがですけど、さっき田村委員さんがおっしゃった放課後のデイのことながですけど、たいぶ児童は潤ってきましたが、やっぱりちょっと自分の家のことを言うのもあれですけど、作業所自体が済むのが早いんですね。帰宅時間が4時なんです。大人の4時といたら昼間と同じじゃないですか。そのあとの時間がちょっとご飯がね。6時ぐらいまでがちょっと持て余すみたいな感じで、結局その友達が来るわけでもない一人の時間、家族といる時間、家族がいる場合はいいですけど、結局子どもさんと居るときにも親が働いちゃったら一人で置けんからということでデイがあるじゃないですか。でも大人も同じながですよ。一人でやっぱりおらせれるかっていっていうたら、長時間がちょっと親のほうがドキドキするので、集いの場みたいなのがあれば帰りに寄れる所みたいなところがあればいいかなって思ったりします。そのためにサービスがあってヘルパーさんに来ていただいたりもしていますけど、やっぱりその自分のほうばかり毎日行くわけにはいかんし、事業所に当たってもみんなが利用したいのに、独り占めいうわけにはいかんじゃないですか。支援する人の人数も限られていますので、毎日というわけにはいかないですよ。そしたらそういう子どもたちが仕事から帰って来て、大人になった子どもたちが帰って来て、寄れる所が近くの福祉センターとかで集まる所があったらいいかなと思うがですよ。それが1点ですけど、はい、それくらいです。

(河内会長)

はい。ご意見ありがとうございました。お話し理解できました。

可視化をしていただいております。竹島委員お願いいたします。

(竹島和賀子委員)

今日はちょっと遅れてきまして、申し訳ありませんでした。今日は皆さん災害のことが結構あるんですけど、難病のほうも災害、今すごく感染症と言われていています。そうでなくても平常時から感染症については、難病の患者さんは気を付けてるんですけど、今の状況を見ると難病の患者さんどうしているかなってというような心配になる。東日本で体験した方、ちょっとお話したことあるかもしれませんが、やっぱりその人たちの体験のお話を聞かせてもらったんです。その人は神経難病で視覚障害が出てきているような方で、避難所に行ってお手洗いに連れて行ってくださった。そこまでで中へ入ったら、足をこうしたところにぐにやとなった。だからそのトイレの状況がどんなになってるかわからなかった。帰る時は誰も案内してくれないから、本当に困ったっていう、そういうような経験をして、それから張り紙しても誰も教えてはくれない。普通にこう目を開いている感じが見えると思ってる人が多くて、そういう体験をなさって。1階は津波が来て大変だったけど、2階はなんとか使えるということで避難所から自宅まで帰ったというようなお話を聞いたことがあったりするんです。

それと福祉避難所も、リストがね、今年も送ってくださって、今私たちが患者会に入っている方にはリスト送ったんですけども、そこに一言書いたのは福祉避難所も定員がいっぱいになれば入れませんよと、それから重症度によっても入らせてもらえませんかよと、日頃から難病の患者さん指定難病になっている方は住所とか名前とかは、どこにも出してないんですね、県から。だから自分から申し出ないと計画は立ててもらえませんかよと、その計画にあれば診断書かなんかがあれば、入れるかもわからないので、絶対にそれをしましようというようなことを一言付け加えて、皆さんのところへ避難所のリストを送ったということことです。

それと一番困るのが ALS の患者さんは人工呼吸器付けてコミュニケーションに困るっていうのは、ALS の患者さんのお宅、家族に聞くと避難をしないとという声があったんです。もう大変。もう電気の確保するのとか、いろんな日頃から分かってはいるけども、いざそのときになったらできるかどうか分かんない。もう避難しないと東日本のときも救急車が来たけども、結局救急車のその人も流されてしまったというようなお話も聞いたことがあります。その人たちは、避難しないと決めてる人はもういろんなことを言うことができないんですけども、そうでない方、ALS の患者さんだけでなくってパーキンソンの人であっても、コミュニケーションに非常に困る方がいるんですよ。しゃべったことが分からないし、それで今、私コミュニケーションのことで調べてるんですけども、この 72 ページ、情報の現状と課題っていうところで、オーテピアの高知声と点字の図書館で視覚障害者の方に IT サポー

トセンターというのがあるんですけども、コミュニケーション ICT サポートセンター。ここが随分と進んでるところがあるんです。全国のリストを見てこうホームページなんか見て調べたんですけども、視覚障害者のところは全国的に充実されてます。ただコミュニケーション機器で Switch を使ったりとか視線入力だったりとか、そういうところは高知は全く無くってですね。療育センターにはなんかパソコンの貸出があると聞いているんですけども、借りるのが大変、煩雑で手続きも大変だしなかなか貸してもらえないというところがあって、今ちょっと県の障害福祉課のほうにもちょっとお話を持ち掛けてるんですけども、この視覚障害だけでなく ICT サポートセンターとなるようにしていただけたら、今どんどんコミュニケーション機器って進んでます。大きな物を持たなくてもスマホとかタブレットができて、それが無理な方は Switch があつたりとか、そのサポートセンターが Switch の貸し出しをして、その指導をしてもらってその Switch が使えるようになってたりとか、それから申請がある人がもう本当にタブレットにこうちゃんとした物があつてそこをこうすれば良いとか、今はもっともっと進んでるんですけども、是非視覚障害だけでなくともそういうコミュニケーションが取れる訓練できる、そういうようなサポートセンターになってほしいなと思ってます。今は大きな物でなくても本当に小さな物でも、持ち出して外でコミュニケーションが取れるようなことができますので、そういうような機器があるってということだけでも皆さん知りたいと思いますし、それをすればどうすれば自分はコミュニケーション、他の人と話ができるかっていうことになるとは思いますので、是非これは県の方の市川さんの方が県の障害福祉課の方で補助金のことも ICT サポートセンターをやるのに補助金も出てるということなんです。リストを見ると高知市はオーテピアにあると、高知市直営の。その上の高知県というそのところは空欄なんですよね。是非これは高知市だけのことじゃなくて、やっぱり全県下でそういうものをどこの地域におつても、そういうコミュニケーションが取れるっていうようなことになってほしいなと思ってます。はい。以上です。

(河内会長)

はい。貴重なご意見、おもしろいご意見ありがとうございました。市川委員よろしく願いします。お答えというよりは県によろしく願いしますという意味だったんですが、お答えいただいて。

(市川委員)

障害保健支援課の市川です。県の組織がちょっとややこしくて、その関係は、私の課の隣の障害福祉課の所管になりますので、お話にあつたことはお伝えはしておきます。

(竹島委員)

一応ですね。今日ちょっと健康対策課にも用事があつてご挨拶に行つていて、障害福祉課

にもご挨拶に行つて是非その話をする時間をくださいとお願いをしてくれてますので、こういう場でもそういう発言があったつていうことを是非伝えてください。

(市川委員)

なお、お伝えしておきます。

(河内会長)

私の方からもお願いします。中屋委員お願いします。

(中屋委員)

身体障害者連合会の中屋です。皆さんそうやって丁度タイムリーに防災の話になってしまつて、東日本大震災もあつて、今回の能登の震災もなんですけど、やっぱり僕らはこう、僕は特に肢体不自由なので多分一度逃げたとしても、次の活動が出来づらひよなつていうのがいつも思うことです。僕はサポートで車いすがあるので、日々の生活はそれほど困らないと思うんですが、ただやっぱり毎日の排泄とか、あるいは清拭つて言うんですかね。身なりとかつていうのはなかなか肢体不自由では難しいんじゃないかなつていうふうになつて今回特に見て思いました。平時にそういうことを想定してこうする、ああするつていうのはなかなか難しいんですけど、何か一度体験してみるつていうのも今後こう事業としてあつてもいいんじゃないかなつていうふうになつて思いました。例えば学校の体育館借りて1日避難しようよつていうようなイベントがあつても、ちょっと体験としてはおもしろいかなつていうふうになつて、それから今回能登は特に余震がずっと続いているので、東日本なんかはある程度、次の日あるいは2、3日したら復旧作業ができたつていうことがあるんですけど、今回全く10日間経つても復旧ができないつていうような状況が続いているんで、それと同じようなことがもしここ自分が住んでいるところで起きてしまうと、たちまち挫けそうだなつていうのが今の率直な気持ちです。まして今回真冬ですので、皆さん大変だなつていうふうになつて、想定しても怖いなつていうふうな思いをします。

話を戻しますけど、やっぱり僕は肢体不自由つていうか身体障害の方にとってはやっぱり災害時のハードつていう部分がかかなりリスクになると思うので、そこはかかなり想定していただいてやつていただくほうがいいかなと思います。

それからちょっと今日障害者計画なのでちょっと戻して、僕が勉強不足なんですがいわゆる選択支援つていうさつき皆さんがお話をしてました。僕が思うのに選択支援つて幅が広すぎることはないつていうふうにも思うし、それから令和7年からつていうので事業所もまだ手を挙げていないだろうと思うんですが、色んなことを選択できるつていう、数多くのことができるつていうことを切に望みたいと思います。多分、事業所が手を挙げてそこの事業所がメニューを作るつていうことになるので、実際は高知にある例えば移行支援だとか、あるいはA型の事業所が多分、延長線上で手を挙げるんだと思うんですが、じゃ決して選択が

いろいろあるかっていうとそうでもないような気がするんですよ。今事業所がやっている人たちがやるわけですから。そのへんがこれからどうやって説明していただけるのかなってというのが、興味深いというか。どんどんもっと幅広い選択ができる、いわゆる選べる就労支援っていうのが今後しっかりできたらいいなと思います。今後ちょっと皆さんが行政がこういうのある、ああいうのあるっていうのは説明してくれると思うんですが、今日は計画として漠然と35人ぐらい年間使うんだってぐらいのことだったら何を選択するのかなってちょっと疑問に思いましたので、期待したいなっていう意見を付け加えたいと思います。

(河内会長)

はい。中屋委員ありがとうございました。選択肢、これ適切かどうかわからないんですけど、私予習をしてくるんです。おもしろい求人情報が出てたんですけど、障害支援区分5以上の人を求人しますっていう求人票がネットに出てたんですよ。これ何の求人かっていうと当事者講師を募集するというものなんですね。重度訪問介護従事者の養成研修の講師で時給は2千円なんです。ぜひその講師の方の重度訪問介護の従事者増員のためにご尽力いただくと大変ありがたく存じますと。私も当事者講師の方の体調を第一に考えながら一緒に講義を作り上げたいと思っております。是非よろしく申し上げますということです。具体的に何するかっていうと基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術に関する実習と外出時の介護技術に関する実習。重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習っていうこの3つを講師として時給2千円で要介護度5以上の方やってくれませんか。これ県外の求人なんですけど複数出てるんです。すごくおもしろいなと思って私が当事者だったらやりたいなと思うんです。今までにない発想というか既存の枠組み外から提供される、その人じゃないとできない、あなたが必要なんですっていう求人だなと思っておもしろいなと思って見てました。これは高知県ではないんですけど、千葉とか、北海道とか、栃木とかで全国展開をおそらくしようとしているユーススタイルラボトリーっていう会社なんですけど、そこが展開してる求人です。昨日見つけました。これ一例なんですけど何かこういままでに既存にないものだとか、その本人だからできるとか本人がいきいきできそうな活動これは一例ですけど、こういう選択があればおもしろいとか、ICTもそうだと思うんですけど、何かそういうこうおもしろさとか高知らしさみたいなのを出したらおもしろいかなと思ってご紹介させていただきました。山本委員中身のところでいかがでしょうか。

(山本委員)

山本です。今日はなんか防災担当みたいな感じなんで、防災の中身についてもうひとつ。中屋委員のほうから当事者が実際に体験する福祉避難所、そういうのあったらなっていう意見を聞いて、本当だなと思いました。一度先進地の1つである静岡のほうに行ったときにそれを実際にやっておった事例があって、その日は夜もライフラインを全て、電気も水道も

全部止めて、それで一晩過ごすという体験をやったということで、きっとそういうことを重ねていくことによって、当事者の方も、それを支える方も少しずつスキルが上がっていくのかなっていうふうに思ったことだったです。そのときの資料がありますので、もし必要な方がいらっしゃいましたら、私の方に連絡いただければお渡しすることは可能ですので、どうぞお声がけください。

本来計画の中身のほうですけれども、81 ページの施設の入所者数のところで国の方からは地域移行をとということで数字が出されているんですけども、高知市は本当に腹が据わっているな、明言というか、断言してくれてすごく心強いと感じました。国の人に聞かれたら怒られちゃうだろうなとも思いますけど、でもこの中で多くの入所待機者がいる本市の状況下っていう一文があって、じゃあこの多くの入所待機者はどうしてこの待機をしなくてはならない状況にあるんだろうかと。もしかしたらこの中には多くの強度行動障がいのある方、より手厚い支援が必要な方がいて、とても今の入所の方では受けられないというふうに言われているから、待機せざるをえない状況にあるのではないかと思ったときに、今回の6章の中ではサービスの提供体制ってというのが、今日の協議のメインであると思うので、そのサービスの提供体制の中でこの待機者に対して、どうやってこの待機を少しでも無くしていけるのかっていう、サービスの提供体制がかなり大事なことなんだろうなと思うところです。だからここについては、もっと具体がほしい。5章の障害福祉計画の中で、強度行動障がいがある方にやっていかなければならないと書いているのだから、こちらのサービス提供体制の中でも、それをじゃあ具体的にどうやっていくんだというところが、もう一歩ほしいなというところもあります。

それから86 ページのほうではサービス等の基盤整備の中で、サービスの充実やサービス量を維持する上においては人材の確保は最低限必要になります。これは最も喫緊の課題だと思っています。いくらサービスの提供体制が充実したとしても、それを支えていくのは人なんだということ、だからこの人の確保と育成をどうやってやっていくかっていうのは、非常に重要なことなんだというふうに私は思っています。これについてもどうやって確保して、どうやって育成するのかというところは、具体を出していかなければ絵に描いた餅になっていってしまいます。以上です。

(河内会長)

はい。2点革新的なご意見いただいたと思います。

秋永委員。

(秋永委員)

公募委員の秋永です。具体的な話にならんかも分かりませんが、僕が自立支援医療制度の手帳を持って15年経って16年目になったんです。それまでの間が手帳を持ってないまま、普通に社会で働いてきたんですけど。共生社会となっている話が出てくるんですけど、

共生ってなんやろうということをごいつも思うんですけど。僕の中で健常者であった頃の僕と、その精神障害をもった僕ってというのがあってですね。その中でいろいろ自分の中で苦勞していろいろしてくるわけなんですけど、やっぱり自分の中で自分に対するその偏見というのは消えません。セルフスティグマっていうやつなんですけど、それを持って、それって当事者だけやなしに、もしかしたら家族の人もすごい持ってると思うんですけど、それを少しでも軽減できるようなその社会ということをめざすというか。そういうふうにしていくということやとしたら、先ほどもお話しさせてもらったんですけど、やっぱり人材ってということになると思うんですよ。やっぱり人が支えるこのサービスなわけなんで、人がおらんかったらどうしようもないというところで、もう皆さん既に着目していろいろ実行移してるとは思うんですけど、同級生の早い子が4月で定年を迎えるんです。はやそんな時期かと僕も思ったんですけど、高知っていったら超高齢社会なので、その中でも高知市は30万人を確保しちゃうところなんですけど、けど人口が、比率にしたらすごい。60何歳以上が圧倒的に多いと思うがですね。やっぱりその人、その年齢層の人にこの福祉に携わってもらうということが1つの方法ではないかなと。作業所の工賃を上げるということもすごく現実的な話でね。そういうふうなタイミングがあると思いますし、定年後の新しい自分の仕事としてこのような場に入ってくれる人に対しての待遇ということも考える。もちろん大学を卒業してからの新卒の人達への待遇、今現在働いている人達の待遇っていうことも考えなければいけないと思いますけど、新たに人材確保するやっとならしたら、やはり今一番人口が多いところをどういうふうにとっていくかっていうところをやっぱり考えていったほうがいいんじゃないか。多分僕も昭和生まれで生きてきて、それから平成令和とやってきたんですけど、社会参加とか生きがいとかっていうような感じのことをここへ書いてるとあるんですけど、誰もここで言えることやと思うがですね。ある程度の仕事をやってきた上で次には人のためについていうことを考える人もおってもええんじゃないかなと思うんですよ。そこへ呼びかけとかいうか、働きかけとすることができるような体制になんとかできないかなというように感じて思いました。それは自分の中で実際に自分がそういうふうな経験をしてきて、これから言うたら60歳迎えて、65歳というところになってくる中で、僕みたいな考えの人間も多いわけじゃないかも分かんんですけど、少しでもおるんじゃないかなというように感じて思いました。以上です。

(河内会長)

はい、ありがとうございます。共生っていう考え方は元々仏教のともいきっていう考え方から出てきてます。共に生きるという意味なんですけど、ともいきっていうのは世代を超えて共に生きるっていう意味もあります。なので今生きている人が次の世代へとか、前生きてきた人が後の世界へとか。本当に能登地震の方にお悔やみ申し上げるんですけども、被災に遭った方の無念を無駄にしないように私達が教訓で生かしていくっていうのもともいきだと思えます。ともいきっていうものを世代を超えて、あるいは多様な世代の方、多様

な人材の方にどうやって人材として来ていただけるか、そういう観点も大事だなと思って伺っていました。貴重なご意見ありがとうございます。

(竹島和賀子委員)

高知県難病の竹島です。介護福祉士として働いていた方が難病になって体力がなくて、神経難病で足がちょっとという方が退職に追い込まれて。でもパソコンもできる、介護の仕事の内容も分かってる。配置替えはできないかと私は思ったんですよね。配置替えや介護のことも分かっていたら事務的なところに回してもらって、そこで何か役に立つことがないかなと思ったんですよ。退職まで追い込まれて次のところなかなか採用してもらえないということもあったりするんです。そういう役割分担というのは福祉のそういう介護の場では難しいでしょうか。

(山本委員)

山本です。十分ありえると思います。もっとリアルな話をしたら障害者雇用の人数とか、割り当てとかありますよね。それをきちんと充当できてない声がある。それはきっと職種の分解の仕方がまだまだ追いついていないんだろうなと思います。だから先ほど言われたように、事務系だったらできるよというところがあって、マッチングすれば全く問題ないと思います。

(竹島和賀子委員)

事業所の運営の問題ということもありますか。

(山本委員)

そうなのかもしれません。

(竹島和賀子委員)

分かりました。ちょっと粘り強く定着できるようにちょっとがんばってみます。

(松尾委員)

松尾委員お願いします。

(松尾委員)

松尾です。人の問題ということをいくつかお話が出ておりました。支援をするについての専門家っていうのはとても大事だと思います。でも専門家でなければ支援ができないのか。そんなことはないと思うんです。日常生活の中で一緒に障がいのあるなしに関わらず、一緒に生活できていくのが当たり前のように思います。ただ私たちの今までの教育や生活文

化の中で、障がいのある人あるいは健常者という、こうなんか、それぞれの括りがあつてですね。ほぼほぼ私は例えば身体障害者、耳が聞こえない、目が聞こえないというような障がい者の人にほぼほぼ出会わないまま年を重ねてきました。ただ精神障害者に関しては私は家族ですので、それを身近に見ておりましたけれども、小さなときから普通に皆が保育園・学校教育の中に、いろんな障がいのある人と一緒に生活がそのままできていけば、その中で目に見えない精神障害等々のそういう理解も、いろいろ啓発の場等も設けていってですね。やっていけば、専門家ではないかもしれないですけども、ほんのちょっとした生活の支え、あるいは知的障害のある人はちょっとこういう特徴もあるのかな。精神障害についてはすごい落ち込みがひどい場面もあるんだとか、いろいろ理解がごく当たり前になっていくと思うんです。その中からなんかこう、それに応じた手立てを周りの人々がしていくことができると思うんです。

もちろん専門家のそういう知識技術、それは大事ですから、それは頼ってやっていく必要があると思いますけれども、一般の市民だって一緒に支え合っていけると私は思うんです。障がい者の方から学ぶことも、それからなんか一緒にいて心地良いとか、色んなものがあると思うんです。うまく言えないですけども、特別な技術や知識を持った人だけがやるのではなくて、それにプラスして周りの人々が極々多分、いろんな障がいのある人をそれぞれ個別に見ていったら、もうちょっとした手助けなりなんなりできていくと思います。そういうふうな社会を思うときにこのインクルーシブ教育っていうのは、非常に大事なものになっていくと思うんです。普通の学級の中に普通にいろんな障がいのある子どもたちが居てよい、それが当たり前になっていく教育を目指していけないものだろうかと思っています。その延長線上に共生社会というものがあるのではないかというふうに思います。

(河内会長)

はい。松尾委員ありがとうございます。私も施設で働いてたというお話もしましたが、その働いてた施設の利用者さん、香川の施設なんです。香川の利用者さんが高知にこう遊びに来るんです。もう辞めて20何年経つんですけど、来月2月にも遊びに来ます。私子どもがいるんです。子どもが小さいときに車いすの方がよく来て遊びに来てたんですけど、子どもは何も思わないんです。最初からそういうもんだみたいにして、自然と接して今も抵抗ない。子どもを見ても小さい頃からだとあまり偏見を持たないのか。それが自然のあるがままでやってるんだなというのを我が子を見ながら思いますね。これも大人になって出会うとちょっとどきまぎするというか、認識が変わりにくいというか、そういうところなのかなというふうに思ってます。インクルーシブ教育の有名なところでは、スウェーデンとかデンマークがあるんですけど、スウェーデンとかデンマークは4割が何らかの障がいのある人と一緒に学んでいる環境となっております。そのまま大人になれば障がいあるなしじゃなくて、自然にこう手助けができるという。そういう場が社会ができてるんだろうなと思います。

こんな夜更けにバナナかよっていうドラマがあつて、私も学生のときは自立生活してい

る障がいがある方にそれこそボランティアですね。ここで住み込みして介助してみたい  
な経験が学生のとくにあるんです。介助者の中でもお昼働いて、夜介助に来る人とかいたん  
ですよ。なんでそんなに仕事働いて夜、身体大変なのに来るんですかって聞いたら、そんな  
のに理由はない、それは当たり前だろみたいなことを言っていて感心したことがあるんです  
けど、まさに自然な行いとして、人と人が助け合う関係性が理想としてあるべき姿なんだ  
ろうなど、人と人との関係が軽薄だからこそ、そういったことを松尾委員のお話を聞きなが  
ら思ったようなところですよ。

定刻になりまして、いろいろご意見いただいたんですけど、いただいた意見を事務局と会  
長のほう預かりとさせていただいて私が皆様のいただいた貴重なご意見を責任を持って、  
事務局と相談してまとめますので、ご了承していただくという形でかまいませんでしょ  
うか。はい。というところで今日の議事のほう終わりたいと思います。ご協力ありがとうご  
ざいました。

(司会：障がい福祉課 泉課長補佐)

委員の皆様、本日は活発なご協議をありがとうございました。最後に事務局よりお知らせ  
をさせていただきます。本日皆様にご承認いただきました。障害者計画・障害福祉計画・障  
害児福祉計画（令和6～8年度）素案につきましては、誤字脱字等を最終確認した上で、令  
和6年1月24日から2月14日まで、パブリック・コメントの実施を予定しております。パ  
ブリック・コメントにて、市民の皆様からいただいたご意見を踏まえた次期計画の原案につ  
きましては、2月28日水曜日に開催を予定しております第5回推進協議会にて、ご協議い  
ただく予定となっております。委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして令和5年度第4回高知市障害者計画等推進協議会を閉会いたします。

委員の皆様どうもありがとうございました。